

【諮問第244号】

24川情個第22号  
平成24年9月21日

川崎市長 阿部孝夫 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 鈴木庸夫

公文書開示請求に対する拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成22年12月13日付け22川高地保第808号で諮問のありました、公文書開示請求に係る拒否処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務局情報管理部行政情報課情報公開担当  
電話 044-200-2108

## 【諮問第 244 号】

### 1 審査会の結論

平成22年10月6日になされた「平成21年11月5日（木）18時から18時50分に高津区役所3階にある研修室を区教育担当が使用した根拠となるすべての記録」について実施機関川崎市長が行った文書不存在を理由とした拒否処分は妥当である。

### 2 異議申立ての趣旨及び経緯

- (1) 異議申立人は、平成22年9月27日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定により、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、平成21年11月5日（木）18時から18時50分に区教育担当が高津区役所を使用した根拠となる記録について公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し平成22年10月6日付けで文書不存在による開示請求拒否処分を行った。
- (3) 異議申立人は、平成22年11月26日付けで、施設利用の記録や報告などの記録が存在するものであるとし、拒否処分の取消しを求めて異議申立てを行った（当審査会諮問第244号事件）。

### 3 異議申立人の主張要旨

平成23年3月1日付け意見書及び24年5月25日に実施した口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張の概要は次のとおりである。

- (1) 川崎市は、高津区役所の本件対象施設の利用について書面による申請手続や使用報告については不要としているが、そのことについて正当な理由はないため、文書が存在すると考えられ開示を求める。
- (2) 施設の利用について事後的な記録も請求しており、事後的な記録の開示を求める。

### 4 実施機関の主張要旨

平成23年1月27日付け処分理由説明書及び23年6月13日実施の口頭による処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は次のとおりである。

- (1) 高津区役所の研修室については、使用を市職員に限定し、全ての利用について書面による申請手続や使用報告を不要としていた。
- (2) 施設の利用について、事前予約をする場合には、その旨を記載したものを入口に掲示するかカレンダーにメモする等していたが、それらは業務終了後又は月末に処分している。

## 5 審査会の判断

- (1) 本件請求は、平成22年2月12日に開示された「小学校担当教諭聴き取り記録」に平成21年11月5日（木）18時から18時50分に高津区役所3階研修室において、区教育担当の主幹及び指導主事が聴き取りをした旨の記事があったことから、当日、当該場所で聴き取りが行われた根拠となる全ての文書につき保有個人情報の開示を求めたところ、実施機関より保有個人情報以外の文書は川崎市情報公開条例に基づく開示請求ができる旨の口頭による案内を受け、該当文書の開示を求めたものである。
- (2) 実施機関は、本件請求につき、平成22年10月6日付け高津区役所3階研修室の使用については、市職員に限られるため申請手続を不要としており、文書が存在しないとの理由で拒否処分（以下「本件処分」という。）を行った。そして、その理由として、（ア）平成21年11月5日当時の高津区役所3階の研修室は慣例的に児童虐待その他の緊急性の高い相談・面接についての使用を優先していたこと及びそれらの健康問題等に関連した検討会を必要時に速やかに開催できるようにしていたこと、（イ）緊急性の高い面接・相談・検討を速やかに行うため、使用を市職員に限定し、使用のため書面による申請手続や使用報告については不要としていたとしている。また当該場所の使用については高津区役所職員に口頭で依頼し、研修室を事前確保する場合には、その旨を当該場所の入り口に掲示するかカレンダーにメモする等の手段をとっており、それらは業務終了後あるいは月末に処分することとしていたとしている。
- (3) これに対し、異議申立人は、上記（2）のような緊急時のみならず、「すべての利用について」、きちんとした手続を不要とすることは正当な理由がないこと、及び本件請求は、当日、当該場所において区教育担当職員2名が真に使用したか否かの疑義を解消するため行ったものであり、利用の手順のみならず、利用後の全ての書類の開示を求めたものであって、記録を残しておくべきであること、当該施設が重要度の高い案件について使用するのであれば、より厳格なルールに則り運営されるべきであると主張している。なお、異議申立人は口頭意見陳述において、市民が公の施設を利用する場合は、申請や使用許可など厳格なルールが施行されているのに、当該場所についてこのようなルールがないのは不当である旨陳述している。
- (4) そこで、本件について判断する前に、まず地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）上の財産に関する法制度を確認しておく。地方公共団体（以下「自治体」という。）の財産（公有財産）は、普通財産と行政財産に区分される（法第238条）。また行政財産は、公共用財産と公用財産に区分される（法第238条第4項）。公共用財産は多くの場合公の施設とされ、主として住民の福祉のために供されることになり、正当な事由がなければその利用を拒むことができない

上、不当な差別的取扱いの禁止等、厳格かつ平等な利用の確保を行うことが自治体に求められている（法第244条）。これに対し、公用財産は主として庁舎等として使用すべきもので、その使用については庁舎管理権者の広い裁量に任されているものであり、その使用についてのルールも庁舎管理権者の裁量権の範囲内で、必要に応じて定められるべきものである（最判平成18年2月7日民集60巻2号401頁（呉市公立学校施設使用不許可事件））。

- (5) そこで、審査会が、平成21年11月5日に区教育担当職員が高津区役所に来庁した際の守衛室での記録について高津区役所総務課に補充的に確認したところ、業者には入庁届出の記入を義務付けているが、高津区役所職員以外の市職員については職員証の提示あるいは口頭での確認を行っており、その他にルールが存在しないことが明らかになった。
- (6) そこで進んで判断するに、高津区役所の建物及び当該建物の3階教育研修室が自治法上の公用財産に該当することは明らかであり（川崎市財産規則（昭和39年川崎市規則第33号）第50条）、公用財産として庁舎管理権限を有する高津区長の広い裁量権の下にあるということが出来る。また、高津区役所3階の研修室の使用手続及び使用方法については、それらを公の施設と同様の厳格なルールの下に置かなければならないというのではなく、庁舎管理権者の合理的な裁量に任されているといわなければならない。したがって、高津区役所3階の研修室の使用にあたって、申請や使用許可等の手続が無いからといって不当とすることはできないし、また使用記録簿の制度が存在しないからといって、裁量権を踰越・濫用しているとはいえない。その他高津区役所3階の研修室の使用について当該職員及び庁舎管理について裁量権を踰越・濫用したという事情も存在しない。従って、本件請求にかかる文書が存在しないことにも合理的な理由がある。
- (7) 以上の観点からすると、本件請求に対して、文書不存在を理由にしてなされた本件処分は妥当なものとして是認できる。

以上の次第で、審査会の結論のとおり、判断した。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 大 関 亮 子  
委員 鈴 木 庸 夫  
委員 人 見 剛  
委員 葎 葉 裕 子